

会 議 の 要 旨

会議の名称	第 15 回川越市介護保険事業計画等審議会
開催日時	平成 29 年 12 月 25 日（月） 午後 6 時 00 分 開会 ・ 午後 7 時 00 分 閉会
開催場所	川越市役所（本庁舎）7 A B 会議室
議長氏名	会長 齊藤 正身
出席委員氏名	栗原委員、岸委員、小高委員、伊藤委員、桐野委員、今野委員、宮山委員、 藤林委員、橋本委員、荻野委員、長峰委員、芝波田委員、船津委員、 米原委員、原委員、小林（宣）委員、矢代委員、横田委員、若海委員
欠席委員氏名	萩原委員、小林（勝）委員
事務局職員氏名	健康づくり支援課：嶋崎課長、佐藤副主幹 高齢者いきがい課：瀧名課長、宮下副課長、真坂主任 介護保険課：小高副部長、今井副課長、犬竹主幹、鍛冶副主幹 地域包括ケア推進課：福原参事、三佐崎副課長、佐藤主幹、福島副主幹 門倉主査
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 報告 （1） 第 14 回川越市介護保険事業計画等審議会について 4 議事 （1） 第 7 期介護保険料について 5 その他 6 閉会
配布資料	1 次第 2 第 14 回川越市介護保険事業計画等審議会議事録…資料 1 3 第 7 期介護保険料について…資料 2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、 当日資料（会議後回収） 2-6、2-7

議事の経過

1 開会

2 挨拶

会長による開会の挨拶

3 報告

- (1) 第14回川越市介護保険事業計画等審議会について
事務局より、資料1を用いて報告

4 議事

- (1) 第7期介護保険料について
事務局より、資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、
当日資料（会議後回収）2-6、2-7を用いて説明

(委員)

資料2-6のフローチャートに調整交付金調整見込額等で約24億円とあるが、どのように計算すれば出てくる額なのか、また、調整交付金とはどのような性格のものなのか教えてもらいたい。

(事務局)

フローチャートの一番上に標準給付費見込額、約660億円と記載してあるが、基本的にはこの標準給付費見込額の5パーセントが調整交付金として国から交付される。こういった性格のものかということ、全国の市町村では高齢化の進み方も異なり、また、所得の高い人が多い少ないなどのばらつきがあることから、そういった市町村の努力ではどうしようもないようなところの調整をするための交付金である。標準給付費見込額の5パーセントだと34億円となるのだが、本市の高齢化率や所得の分布の関係上、実際には約10億円の交付になると見込まれる。この34億円から10億円を差し引いた24億円は入ってこないで、この24億円の分も保険料で賄わなければならないことになる。

(事務局)

説明を補足すると、資料2-4の保険給付に係る財源構成（居宅分）の円グラフを見ていただくとわかりやすい。制度では給付に必要な額の半分は保険料で第1号、第2号被保険者が負担し、もう半分は公費で賄うことになっており、内訳は、国が25パーセント、県と市が12.5パーセントずつを負担することになっている。ただ、国の25パーセントというのは、20パーセントは必ず交付するが、5パーセントは先ほど説明のあった調整交付金というかたちで交付するということである。

(委員)

資料２－７の第７期における準備基金の活用の方向性（案）で、第６期中の積立相当額を取崩すこととし、残額については、不測の事態に備え、基金を維持する方向で調整を行うとある。この第６期の積立相当額というのは、資料２－２の第６期平成２９年度の年度内増減の積立額６億５千９百万円から取崩額４億２千７百万円を差し引いた、約１億３千万円が積立相当額になるというように解釈していいのか。

(事務局)

第６期中の積立相当額とは、第５期が終わって第６期に入ってから増えた分である。第５期末で１６億８千万円であったが、第６期が終わろうとしている段階で、３５億になっている。この６期中に増えた分を取崩すということである。ただし、今年度中に４億２千７百万円の取崩が実際にあるかどうかによって額は異なり、取崩がなかった場合には、この額が積立になり、第６期中の残高が約３９億円となる。その場合には半分だと約２０億円の取崩となる。第６期中で余った分については第７期の保険料算定の際に活用していくという方向で考えており、従来もそのようなかたちであったが、第７期についても同様の考え方でいけばと考えている。

(委員)

資料２－７の第７期における準備基金活用の方向性（案）に、不測の事態に備えと書いてあるが、この不測の事態とはどういったことが考えられるのか。

(事務局)

医療保険ほど急に給付が増えるということは基本的にはないが、何らかのかたちで急に財源が必要になった場合でも、その分の保険料を集めるわけにはいかないので、そういった時に、この基金を取崩して保険料の分として給付に充てるということである。基金がいくらあれば良いとは言えないが、何らかしらの分はストックとして必要だという意味合いであり、何か起こった時には、新たに保険料をもらわなくても会計内で対応できるようなものは取っておきたいということである。

(会長)

特に災害などが起こった時に急に介護が必要になったりと、そういったことを含めてということだろう。

(委員)

資料２－１で第６期の平成２７年度から平成２９年度、第７期の平成３０年度から平成３２年度の総給付見込額が示されている。これまで計画策定にあたって議論を重ねてきたものがこの見込額の中に含まれているのか確認したい。

(事務局)

保険給付についてはコントロールできるのは施設サービスのみであり、他のサービスは指定を受けてどんどん参入してくるというイメージである。施設サービスの特別養護老人ホームについてはこれまでの議論の中で一つにしようと、ただこの一つについても整備されるのは最終の平成32年度であることから、給付が平成32年度から始まることはないので、見込額には算定していない。ただし、第6期において整備を進めてきた特別養護老人ホーム2箇所と老人保健施設1箇所については、いずれも平成29年度末に完成予定であることから、平成30年度から給付が始まるため、その部分は平成30年度以降の見込額に算定している。

また、地域支援事業については、計画に掲げている事業を行なっていくだけの財源は盛り込んである。

(会長)

確かに国も施設に関してのよみはできたが、何年か前の急激にデイサービスが増えるあの状況は把握しきれなかった。デイサービスの費用で介護保険料が上がっていったというのは皆さんも記憶に新しいだろう。今後は、在宅サービスをどのように調整していくのかといったことも、予測をしていかなければならないのだろう。

(委員)

今後の人口構成は75歳以上の方が増えていって、40歳から64歳の方がやや減少していく。それと、団塊の世代の方が75歳を超えることで、介護の需要が増えていくというような環境となる。資料2-7の基金の活用の在り方、この例示の中では、第7期と第8期で今ある基金を振り分けた場合、第8期、第9期と900円くらい上がっていくようなシュミレーション結果が出ている。これからの環境を考えるとこの額以上に上がっていく可能性もあり、そういうことを見越した場合、20億円を割り振るということからではなく、例えば15億円とか10億円とか額を圧縮して、将来の急激な負担増の緩和に役立てるような考え方は事務局としてはいかがなのか。

(事務局)

これまでも基金の活用の仕方としては、将来の急激な負担増に対応するためということを出してきた。一方で、基金の積立のペースというのが予想していたよりも急激に増えている状況もあることから、少なくともその期の中で増えたものについては、何らかのかたちで負担した方々に戻すようなことも必要だと考える。このことから概ね2分の1は取崩すが、将来に備える分を含めて一定額は残すということが、この第6期で増えた分は使うが、残りはその先のために残しておきたいという考えである。委員がイメージしている将来に備えた額とは異なると思うが、意味合いとして、使い切らずに先のためにとっておこうということは意図している。

(委員)

今回、基金のこれまでの経過を表で出していただいたが、市は第6期にこれだけ基金が増えてしまった原因、第6期計画に見込んだ量と実績がどうだったのかということはどう考えているのか。また、基金が多くなった一番の理由を確認させてもらいたい。

(事務局)

第6期計画でサービスを見込む時に、地域密着型サービスはこれから需要があるということで、第7期よりもっと多く色々なサービスを各圏域に整備していくべきだということで整備計画を立てた。実際、整備が整えば当然給付が生じるので、その給付も第6期中に見込んだが、実際には整備に手が挙がらない、なおかつ実際にニーズとしてもなかなか顕在化してこない状況があった。第6期計画の時は、これだけニーズがあるからこれだけのものを作ろうという意味もあったが、このニーズとは別に地域密着型サービスは各圏域にあるべきだという議論もあったのではないかと思われる。そういったことから、目標量を高くして整備を推進してきたが、なかなか目標まではいかなかったというところが、見込量と実際の給付のギャップとして出て、これにより保険料がそこまではいらなかったということで、積立額に反映されているものと現時点では認識している。

(委員)

第7期における準備基金活用の方向性（案）が示されたが、これはこの審議会の中で議論されれば考え方も変わるということによろしいのか。

(事務局)

ここで方向性として出したのは、ある一定額、要するに積み上がった額は保険料に反映させて引き下げのために活用するが、将来のことと不測のことがあるので、一定額は残したいという考え方である。どこで線を引くかといったあたりで、現在考えているのは一つの案として第6期中に増えたものは第7期で使うということである。従来からも前の期で増えたものは次の期でなるべく取崩して保険料に反映させていくということで、その考え方を基本として、この方向性というものをださせていただいた。審議会の中でいただいた意見は十分尊重しながら内部で検討させていただくことになる。

(委員)

第1期から第5期まで介護保険料は上がってきているが、第5期と第6期は4,980円と同じ基準額となっている。今回、20億円を取崩すことになると、いくらか保険料が下がるということになると解釈できる。41円程度下がることになるが、無理に下げることではなく、取崩す額を少し減らして同じ基準額でいくというのはどうだろうか。

(事務局)

実際に基金が40億円近くになるということ自体も課題として持っていないといけない。取崩す額よりも多く残っている状態というのはあまり好ましくなく、半分以上はということ国や県からも言われている。残す理由としてはこれから埼玉県は特に団塊の世代の方が一気に75歳を迎えるので、そういったことを考慮すると、ここがピークではなくピークは先だということで、もう少し先に残しておくということである。今、委員からあった意見も一つの考え方であるし、これだけ残っているのだからもう少し保険料を下げてもいいということもある。これらはどれが正解というのはなかなかないが、どこが一番理解を得られるかといったところを考えていかなければならないと思う。

(副会長)

本審議会の見解を答申書の中でどう表現していくかという大きな問題はあるが、私どもで保険料はいくらにしようという立場ではないので、その中で率直に意見を言わせていただく。保険料は市民の皆さんからいただいた貴重な財源である。アンケートでは介護予防、健康増進に努めてなるべく保険料の増大は抑えてほしいという意見も多かった。この結果を計画に反映するという事になると、20億円近い取崩をすれば増額をしなくて済むということになるが、第8期から大幅に見込量が増える可能性があるし、また、介護報酬のアップも検討されているので、その辺のリスクも考えなければいけない。35億円の6割弱が約20億円となって、現状の市民の皆さんの意思を反映する上で、今の保険料を大幅に増やすことなく、なんとか維持できるように、そうすると3期に渡って維持をしているということになる。今後は介護予防などに取り組んで、さらにそれを維持するか、減額できるような方向で努めていくということによろしいのではないかと。

(会長)

確かに、第7期もだが、次の第8期のことも十分考えていかなければいけないだろう。特に団塊の世代の人達を考えると、何とか第7期から徐々にでもサービスの質や量が上手く調整でき、そして介護保険のサービスを使わない人が一人でも多くなるというのが理想であると思う。その意味では、今後は介護予防を全面に出してやっていこうということなので、これくらいの金額が妥当ということなのだろうか。確かに副会長から話があったとおり、この審議会では保険料の額を決めるということではないが、答申としてこれくらいが妥当ではないかというのは出していききたいと思う。何といっても金額だけの問題ではなく、事業計画の中身の方が大事になってくるので、そのあたりも加味してということになる。

このような介護保険料を決めるにあたって、これだけ色々なことを勘案しながら、今回も出しているということをご理解いただき、なおかつ準備基金についても基金を使うのいいのかわからないのかということではなくて、それなりに使わないと意味がないので、それを有効に活用していこうという方向で話を進めていくということによろしいかと。

(全委員)

はい。

5 その他

6 閉会